

新しいリベラル政治の理念と可能性

山口 定 (立命館大学政策科学部教授)

保守リベラル vs 民主リベラル

今日の状況は、官僚主導体制と、市場原理の立場からそれを改革しようとする動きと、それとは区別されるべき市民原理の立場からの改革の動きの三つ巴になっていると言えます。マスコミの議論ではもっぱら市場原理に基づく改革論が圧倒的です。市民原理という言葉自体がまだあまりなじまないかもしれないが、市民原理に立った改革論を考えたらどうなるのか、というのが私の発想です。

政界再編の激動があり、今日自民党を中心にした保守体制がさらに強化して再登場することになるのではないかとというのが一般の診断ですが、やはりそうなってしまっただけは大変なことになるのであって、どうしてもそれに対する議会政治の上での対抗勢力の形成が必要であろう。二つの勢力の拮抗、対峙といったことをイメージする場合にどういう表現が適切かと考えると、保守(新保守主義 = 「保守リベラル」)とリベラル(「民主リベラル」)の二大勢力という表現になるのかなと思います。現在の日本は「リベラル」にしろ「共生」にしろ、言葉だけがあつという間に飛び交いあふれ返って、実際にはその定義があまりされていない。それで何が何だかわからなくなる。リベラルを二つに分けるとすれば、小沢氏などに代表されるような新保守主義、あるいはこれを保守リベラルと呼ぶとすれば、それに対して民主リベラルという対抗関係になるのではないかと。

保守リベラルのほうは市場原理を強調するリベ

ラルになるだろうし、民主リベラルのほうは市民社会を強調するリベラル。市場重視型リベラルと市民社会重視型リベラル。私の考えでは、民主リベラルは市民社会重視型リベラルであり、その立場をもっと明確に打ち出す必要があるのではないかと思います。

新しい日本型「民主リベラル」とは何か

それでは新しい日本型「民主リベラル」、あるいは市民社会重視型リベラルとは何か。基本的に数年前から申し上げていることですが、今回、表現はちょっと変えて、5つの柱を立てることができるのではないかと。

日本ではオールド・リベラルの知識人の系譜は明治以降のナショナリズムの暴走に対して必死に歯どめをかけようとした人々であり、そういうコンテキストで登場した平和主義の立場であったと思います。「ナショナリズムへの歯止めとしての平和主義」が第1の柱です。

第2は「すべての市民の自己実現を援助する新しい福祉国家」。昔であれば「自立と連帯」と言っていたわけですが、今日、「自己実現」という言葉が若者の間では使われている。また、「連帯」という言葉は今の若者にはちょっと古い感じを与えます。私はそれにかわるのが「共生」だと思っています。その際、小沢流の保守リベラルの立場であれば、事実上それが強者の自己実現ということに結局は帰着する。そして弱い人は取り残されていくということになるのに対して、私どもはすべての市民の自己実現を援助する。福祉国家というのも、

そういう物質的な生活条件の改善だけではなく、基本は其中で人々がどう育つか。育つのを助けるという意味の福祉国家理念の位置づけのし直しからしなければいけないと思いますが、それも含めてこういう表現を使ったわけです。

第3は「社会的弱者を配慮した社会的公正の実現」。言葉がダブっていますが、「弱者への寛容」がリベラルの立場であるという主張もありますが、アメリカのリベラルはそうかもしれないが、私からしますと、社会的弱者を対象にしてそれに対する寛容という打ち出し方自体があまりなじまない。「弱者への寛容」という表現をやめて、「社会的公正」と言ったほうがいい。

第4は「市民社会の成熟を援助する非営利セクター重視の経済政策」。非営利セクター論はレスター・サラモン教授らによるアメリカの有名な研究があってそこでは私立大学等々も立派な非営利セクターになっているわけです。さらには経済セクターにおいても公的経済と私的な経済という二分論でなくて、公的な目的のために動く民間的な組織をその間に入れて社会のまっとうなあり方を考えるという発想が広がってきております。

第5は「地球市民主義並びに『共生』理念と提携できる健全なナショナリズム」。この「健全なナショナリズム」というのもやめておこうかと思ったのですが、これは今日知識人の間では最先端の問題の一つです。ナショナリティーの脱構築というような言い方で、国民国家全面否定論が特に若い世代で急速に台頭しています。その人たちのラディカルな主張は、国民国家の時代はもう終わったというだけではなく、国民国家があってナショナリズムにとらわれると、ナショナリズムはファシズムにつながるのだということで、とにかく健全なナショナリズムがあるというような議論をすること自体が大変危険であるという、強烈な主張がございます。それにもかかわらず私が「健全な」というのは、地球市民主義とか共生とか、そういう理念と積極的に提携し得るようなナショナリズムが今日で

は健全なナショナリズムであろうということでごうした表現を使いました。

「人道に対する罪」概念の確立を

ご存じのように自由主義史観が現在急速に台頭しております。この歴史観は日本に今後危険なナショナリズムが復活するかどうかということがかかった大変重要な問題だと思っています。

ニュールンベルグ裁判と東京裁判の両者の終結には2年間の時差があり、その間に、冷戦が本格化したという背景もあり、相当な違いがある。

立教大学の栗屋憲太郎さんがアメリカの史料館を回って、東京裁判のアメリカの検察陣の起訴状の第1次草案を発見されました。その第1次草案の中には「人道に対する罪」、特に中国並びに朝鮮半島を舞台にした日本の「人道に対する罪」それ自体を正面から裁くというのが入っていたのですが、それが時とともに消えて、正式に表に出たときには完全に消えていた。

この二つの戦争裁判は三つの犯罪概念によって裁かれた。「通常の戦争犯罪」、「平和に対する罪」、「人道に対する罪」の三つで、ニュールンベルグ裁判ではこの三つとも適用された。「人道に対する罪」はユダヤ人の大量虐殺等々に適用されたわけです。東京裁判については今申し上げたように途中で消えてしまって、少なくとも独立した訴因としては提起されなかったというのが栗屋氏の紹介です。

なぜそうなったか。それはポーランドと朝鮮半島の違いということにもなるわけで、ポーランドはドイツ軍に占領されて悲惨な状態になったが、そういう意味では戦争の過程での出来事です。朝鮮半島の問題は、戦争の始まる前に、むしろ日韓併合以降始まっていることであり、その意味では戦争犯罪という概念を厳密に立てるときにはそこから外れてしまう問題があります。何が外れるかというと、「人道に対する罪」を正面から適用して朝鮮半島を取り上げることは、戦争犯罪だけにとどまら

ず植民地主義を裁くことになるわけで、それは当時の戦勝国としては、自分達の問題としてもはねかえってくるのでできなかったというわけです。

こうしたことから、「人道に対する罪」という觀念自体が日本社会ではあまり知られることなしに今日に至った。そういう意味では戦争犯罪がもう少し厳密に議論されるべきであって、私は少なくともこれから未来に向けて言うときには、やはり「人道に対する罪」を確立していく必要があると思います。

新しい市民運動

私たちは1992年に総評センターからの労働組合のアイデンティティ・クライシスの問題を正面から考えて欲しいという依頼により研究プロジェクトを持ち、朝日新聞社から『市民自立の政治戦略』という本を出版しました。

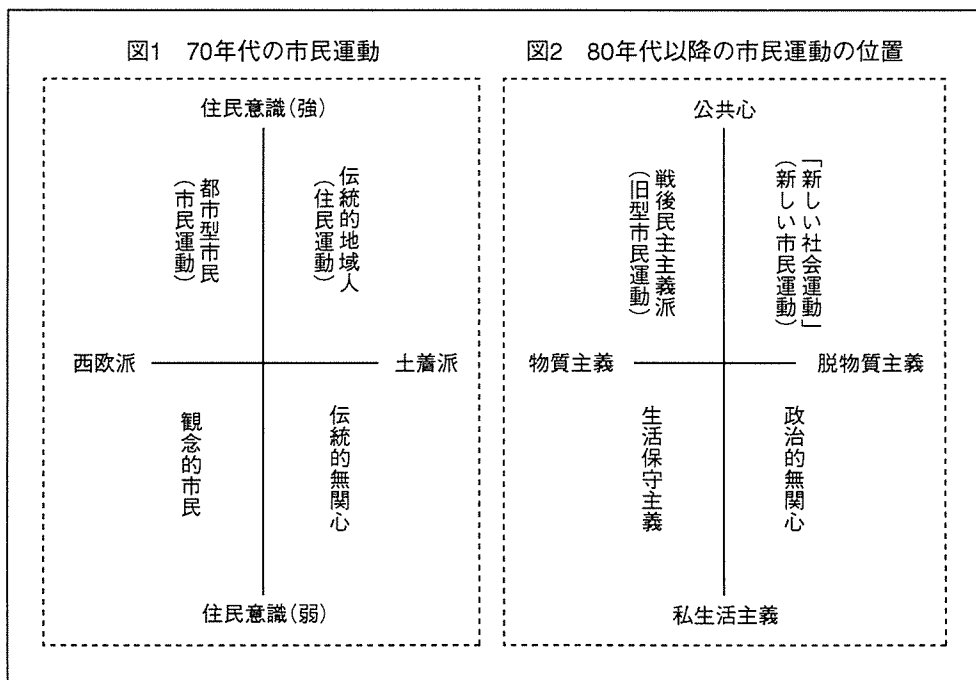
この本のなかでは特に二つのことを提起しました。一つは、「これからの労働組合運動は、職場の

市民運動でなければならない」という自己規定をする以外にもはやアイデンティティ・クライシスを突破できないのではないか。市民社会の論理からいって許されないような職場の実態があったら、それを組合が大胆に指摘して改めていく。そういう点についてどれだけ広く組合員の信頼を勝ち取るかということがポイントではないかということを示し上げました。

もう一つは、新しい社会民主主義というものは、単に労働組合運動をベースにしてその上に展開するというだけではなく、労働組合運動と市民運動とがどういうふうに提携できるかという問題設定が一番基本になるべきだ。要するに労働組合関係者だけが集まって、その勢力の結集と発展を図るといふ古い社会民主主義ではだめなのではないかということをご自分で書いてたわけです。

そこでは市民運動も明らかになってとは違ってきているという認識がありました。

図は『市民自立の政治戦略』の中で私が作成し



山口定『市民自立の政治戦略』朝日新聞社、1992、19p.

たものです。70年代の市民運動と80年代以降の市民運動と比較するとこういう違った座標軸が設定できるのではないか。70年代、革新自治体の時代には、西欧派か土着派か、住民意識が強いかわ弱いか、という二つの座標軸で設定されています。70年代初めに学者の間で「市民・住民論争」というのがあり、市民という概念と住民という概念とどちらを基本に据えるべきかということの議論が行われました。

70年代の時点ではそういう感覚の違いがあったのですが、80年代になるとその軸が、一つは物質主義と脱物質主義、これは生活の「豊かさ」から生活の「幸せ」へと、これは物質主義と脱物質主義の端的な表明です。それと先ほどから申し上げている自分のことしか考えないか、公共のことに関心があるかということです。

私どもが考えたのは、80年代には右上に「新しい市民運動」、これは欧米の表現で言えば「新しい社会運動」である。左に旧型市民運動、戦後民主主義派、これには護憲運動とか原水禁等々が入るだろうと思います。私がおこなったのは、古いのはだめで新しいのはいいということではなくて、新旧両派をどう結集するかという戦略設定なのですが、両者はやはり運動スタイルが違う。プロテストと要求、抗議をし要求を出して成果を勝ち取ってくるというのが古い市民運動のスタイルです。若い世代の新しい市民運動は対案提示型、当局に対してこうすべきじゃないかということを示唆することが一つです。もう一つは、当局に対して要求するだけでなく、自分たちの力でやれることはどんどんやってしまう。そういう運動スタイルです。

共生の理念

「共生」という理念を入れなければ今日のリベラルの立場にはならないだろうということを私は先ほど申し上げました。日本の辞典を引きますと、「共生」とはたいてい「symbiosis」という欧米の生

物学の言葉の訳語であると書いてあります。これは二重、三重に間違いだというのが私の結論です。「共生」は二つの語源的ルーツとさまざまな社会的ルーツを持った現代日本語であるというのが私どもの考え方です。

二つの語源的ルーツとは、一つは欧米の生物学から来ていることは確かですが、もう一つは、日本に椎尾弁匡さんという東大で西欧哲学をやられて、同時に浄土宗の改革運動をやられ、芝の増上寺の管長になられた方がいます。彼が昭和恐慌の時代に浄土宗の刷新のために共生(トモイキ)仏教会という組織をつくったのです。このように日本には本来、共生という字について浄土宗の伝統がある。にもかかわらず日本の辞書類に全然そのことが書いてない。

もう一つは、この「共生」については、次の世紀の世界的・基本的な秩序理念になるのではないかというので国連大学がシンポジウムをやり、私もそれに参加したのです。そこで発見したのですが、実は「共生」という言葉が日本ほどさまざまな領域で使われている国はない。全体としては日本から世界に対して発信している形になっている側面が強い。国連大学のシンポジウムでは、特にフェミニズムをめぐるアメリカの代表と議論になったのです。日本は「男女共生社会」という言葉を、男が立派になって女も立派になるし、女が立派になって男も立派になるという関係と理解し、アメリカ流のひたすら女性の権利を一方向的に強硬に主張するのはかなり違う。それを説明したら、男女関係に「共生」を使う言い方はアメリカには存在しない、ということでした。

日本では他にも企業理念の中でも「共生」は使用されているし、もちろんエコロジーでも使われるし、その他、日本ほど圧倒的にいろいろな領域で使われている国はない。したがって、欧米の生物学の訳語を当てるのではなく、現代日本語を英語やドイツ語にするにはどういう言葉が適切かというふうな逆転して考えるべきだ。そう考えますと

「living together」が一番平易でわかりやすいし、ともに生きるということではないか。

つい数年前「国際寛容年」がありましたが、これに関連してユネスコ国際教育会議が開催され、自分たちの国で子どもたちに教え込まなければならない普遍的価値のあり方を議論しました。その中で西欧側から「寛容」というのが出された。「寛容」はイスラム教は寛容を認めない、けしからん宗教だというイスラム原理主義批判のニュアンスがついている。それに対してマニラでおこなわれたアジアの会議では、「共生」という理念が押し出されました。ところが、そのときは「共生」という理念はまったく理解してもらえずに、西欧派の主張する「寛容」の概念に一蹴されてしまって「国際寛容年」となったのです。

ドイツのゲンシャー元外相が日本に来られたときに直接聞いた話なのですが、彼は、これまでの寛容ではだめで今の新しい時代には新しい哲学が必要であると言っていた。これまでの「寛容」と

いうのは、自分たちと違うものがあったとしても共存せざるを得ない、我慢せざるを得ない、容認せざるを得ないという受け身の消極的なものだった。今日の世界はそれではだめだ。ゲンシャーさんの定義は、「アクティブなトランス」が必要だということ。私どもから言わせると、それこそ日本で我々が言っている「共生」なのです。

自分とは異質なものと共存するということは、我慢しなければいけないというレベルの問題ではなくて、ひょっとしたら自分にとっても新たな充実、新たな発展の契機になるかもしれない、積極的なものがそこにあるかもしれないというふう考えることです。こうした位置づけを明確にして世界に発信すべきではないか、あるいは「新しいレベル」の立場の中に組み入れるべきではないかと思えます。

(これは7月22日に当研究所主催の第7回月例政策研究会での講演要録である。小見出しは編集部が付けた。文責は編集部にある)

● 社団法人 生活経済政策研究所 (旧平和経済計画会議) ・既刊出版物一覧

題 名	発行年	研究種別
【1996年度】		
国民生活から見たマルチメディア社会の変化に関する調査研究報告書	97年6月	NTT委託
中国広東省の産業発展と外資系企業の雇用問題	97年3月	雇用促進事業団委託
公的介護保険制度の導入に伴う介護提供主体の動向に関する調査研究	97年3月	長寿社会開発センター委託
【1995年度】		
労働力供給源としての退職者の行動	96年3月	雇用促進事業団委託
技術開発の社会的ネットワークと連結ピン機関の役割	96年6月	産業研究所委託
中国東北部の産業発展と日系企業の雇用問題	96年6月	雇用促進事業団委託
円高下の直接投資と日本の産業構造調整に関する調査研究	96年6月	産業研究所委託
産業システムのグローバル化と情報技術に関する調査研究	96年5月	産業研究所委託
シナリオ96～97「生活者主権の構造改革」	96年5月	自主研究
1996年度予算の分析と課題	96年1月	自主研究
【1994年度】		
「日本型経済発展」の転換と東アジアに関する調査研究	95年6月	産業研究所委託
高度産業社会の産業経済システムと産業構造の将来展望	95年5月	産業研究所委託
製造業のリストラクチャリングと雇用問題	95年5月	雇用促進事業団委託
技術開発力と技術ネットワーク組織に関する調査研究	95年5月	産業研究所委託
アジア労働・社会共通政策の将来展望とアジア地域協力	95年5月	雇用促進事業団委託
1995年度予算の分析と課題	95年1月	自主研究